

報道関係各位

2016年7月22日

非常事態宣言に関する

トルコ共和国文化観光省よりお知らせ

2016年7月21日より今後3ヵ月間トルコ全土に発令された非常事態宣言は、国民の権利と自由に対する脅威に対し政府が保護介入する目的で、治安対策を強化するため、憲法条令の範囲内で適用される一連の警戒対策です。

同警戒対策は、基本的人権と自由を制限する条項を含むものではありません。適用される治安対策は、トルコ国民の日常生活、トルコへ訪問される旅行者とその休暇に影響を与えるものではなく、国際ツーリズム活動や航空機の運航に関して何ら障害をもたらすものでもありません。

トルコの全てのデスティネーションでお客様が安心して過ごしていただく上で懸念を抱かれる様な状況はございません。

報道関係者の皆様からのお問合せ先

トルコ共和国大使館・文化広報参事官室広報代理店

株式会社フォーカス 担当：樺山

TEL: 03-3470-6380 / FAX: 03-3470-6037

Email: tokyo@tourismturkey.jp